

はだの 農業委員会だより

第153号
令和7年7月発行

編集・発行
秦野市農業委員会

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
TEL 0463-82-9654

E-mail noui@city.hadano.kanagawa.jp



写真は落花生です。落花生は4月下旬に播種し、開花するのは6月頃です。

農協では振興作物に指定されていて、市でも補助金を設定して栽培を促進しています。市内の各地区に定植されており、早いものは8月上旬頃に収穫されます。

おもな内容

■ 利用状況調査ほか	2
■ 地域の農業ほか	4
■ カメラスケッチ	6

■ 令和7年度秦野市農業関係施策	3
■ 相談コーナーほか	5

農業者年金に 加入しませんか？

農業者年金は、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保を目的とする公的年金制度で、次の全ての条件を満たせばどなたでも加入できます。

- ・ 年間農業従事日数が60日以上
- ・ 60歳未満の方
- ・ 国民年金1号被保険者であること

また、確定拠出型の年金で、次の長所があります。

- ・ 年金額が加入者数・受給者数に影響されない。
- ・ 保険料は全額控除対象
- ・ 保険料の国庫補助
(一定の要件が必要)

※お問い合わせ

はだの都市農業

支援センター

☎ 81-7800

農業委員会事務局

☎ 82-9654

農業後継者確保対策事業

農業後継予定者で市内在住者（研修期間中の住所を除く。）に対し、研修機関等において行った前年度の研修費に対し補助します。

令和8年度に事業の活用を希望される方は9月末までに市農業振興課農業振興担当へご相談ください。

1 対象者

農業後継予定者で市内在住者

（研修期間中の住所を除く。）とし、年齢が18歳以上40歳未満の者

2 補助対象経費

研修機関等において行った前年度の研修経費（食事代等は除く）

3 補助率

1/3以内

※お問い合わせ

農業振興課農業振興担当

☎ 82-9626



利用状況・意向調査を実施

“農地の管理状況を確認しよう”

農業委員会では、遊休農地の把握や発生の防止・解消を目的とする農地の利用状況調査を夏から秋にかけて実施します。この調査は農地法に規定されているもので、毎年実施しています。また、この調査で判明した遊休農地の所有者に対しては、利用意向調査を実施します。これも農地法に規定されているもので、遊休農地の今後の利用について、貸付希望や耕作予定などを文書でお尋ねします。

なお、利用状況調査の実施に当たり、農業委員・推進委員や事務局職員が農地に立ち入ることがありますので、ご理解ください。

併せて、この機会に、農地の管理状況が適正かどうかの確認をお願いします。遊休農地が発生すると、その農地だけでなく、周辺農地や近隣住民の生活環境の悪化につながるおそれがあります。

全国農業新聞

全国農業新聞は、最新の農業情勢の提供と解説、先進農家の経営紹介、農業入門など読んで役立つ情報が満載です。

● 毎週金曜日（月4回）発行

● 購読料月額 700円

● お申し込みは、農業委員・推進委員、または事務局まで。

農業委員会事務局

☎ 82-9654

令和7年度秦野市農業関係施策

～多様な担い手がつなく、

「農の恵みがあふれるの都市」の実現を目指して

本市では、農業施策の指針となる「秦野市都市農業振興計画」を策定しています（計画期間…令和3年度～令和7年度）。計画に掲げる4つの基本目標（Ⅰ農業経営の安定化と担い手の育成・確保、Ⅱ農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用、Ⅲ安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進、Ⅳ農業に対する理解の促進と交流の活性化）を柱に、農業者、市民、関係団体及び行政が一体となり、多様な担い手がつなく、農の恵みがあふれるまちづくりを推進します。

お問い合わせ

- ・①②は、市農業振興課農業振興担当
- ・③④⑤⑥⑦は、はだの都市農業支援センター

①農業経営基盤強化の促進

本市の中核的な農業者である認定農業者等で組織する「秦野市認定農業者協議会」が実施する経営規模拡大・農地集積に向けた資本整備への取り組みに対して補助し、認定農業者の経営の安定化並びに育成を図っていきます。

②「農の担い手の育成」

50歳未満の認定新規就農者に対する新規就農者育成資金の交付や、はだの市民農業塾を通じて新たな担い手の育成・確保事業の実施及び農業団体が実施する農業後継者の育成事業、市民の農業理解の促進に向けた事業に対する支援を行います。

③地産地消の推進

市民の秦野産農産物に対する愛着や信頼性を高めるため、秦野産農産物の積極的なPRや農業者と市民との交流を図るとともに、市民と流通関係者と一体となった産地ブランドの構築による「秦野版地産地消」の推進を図っていきます。

④農産物ブランド化の推進

優良農産物の登録認証を行い、地場農産物を消費者に分かりやすく紹介するとともに、生産者の生産意欲の向上と消費拡大に努めます。

⑤農地の多面的機能を支える共同活動を支援

農地や農村が有する多面的機能（水源かん養、景観形成等）の維持を図るため、農業者等が共同で取り組む農地維持活動（草刈り、泥上げ等）や地域資源（農地、水路、農道等）を適切に保全管理するための共同活動及び農業用施設（長寿命化のための活動（水路工事等））について支援を行います。

います。

⑥落花生の生産支援

落花生の品質と収量の増加のための生産資材等の導入に要する経費を助成します（農協へ出荷している方は、農協がとりまとめ）。

⑦鳥獣対策

秦野市鳥獣被害対策重点取組地域（令和6年度は2地区）において、ドローンを活用して作成した被害対策地図を元に、獣の足跡、作付け状況等の各種情報を共有することで、防護柵やわなの設置、藪払いの実施等について検討し、地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進を図っていきます。

令和7年度 秦野市農業関係予算

農業振興費	55,673 千円
園芸畜産業費	13,754 千円
農地費	70,790 千円

秦野市では、荒廃農地の利用に対して補助金を出しています。利用予定の方は必ず事前の相談をお願いします。

◎農地流動化整備事業

荒廃農地を生産性の高い農地として整備するため、3年以上の促進計画の設定が必要です。

※10アール当り（初年度のみ）最大6万円

◎荒廃農地解消対策事業

農地の適正な保全と有効利用をはかり、将来的には促進計画を設定します。

※10アール当り（初年度のみ）最大3万円

※実施年度の翌年から3年間維持管理をしていただきます。

※申請者が多い場合には、予算の範囲で按分となります。

詳しくは、はだの都市農業支援センターまで、お問い合わせください。

☎ 81-7800

特集！ 地域の農業

東小学校、東地区社会福祉協議会、東地区自治会連合会が協働で企画している小学生農業体験が「あずまの里」の水田で6月初旬に行われました。

この事業は約30年続けられており、大津俊彦委員ほか世話人や助っ人の指導のもと、東小学校5年生が田植えを行いました。今後は収穫や脱穀を行い、同校の生徒からの手紙とともに地域の単身高齢者へ配布されるということです。



農地の貸借方法が

変更されました。

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和7年度から農用地利用集積計画による、農地の出し手と受け手、相対による農地の貸借（利用権設定）が廃止され、農地中間管理機構（神奈川県農業会議）を介した貸借に一本化されました。

今まで相対で農地の契約を行っていた方には契約更新の時期に、新しい様式の書類をお送りしております。同封の記載例を参考に所要事項を記載のうえ、ご提出ください。

※お問い合わせ

はだの都市農業支援センター

☎ 81-7800

相談コーナー

―農地の売買について―

Q 家庭菜園をしている会社員の知人から、本格的な野菜づくりをはじめために農地を売ってほしいと頼まれました。ちょうど耕作していない農地があるので、きちんと耕作してくれるのなら売っても良いと思っていますが、可能でしょうか。

家庭菜園をやっているも、農地は取得できませんので、今回のケースでは売ることは出来ません。

農地法の許可を受けずに売買契約をしたとしても、法律上の所有権移転の効力は生じませんので、注意が必要です。売買は出来ませんが、農園利用方式によって農地で野菜づくりをしてもらうことは可能な場合があります。詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。



A 農地を農地として売買するには、農地法第3条の許可が必要となります。

許可を受けるために買う側は、様々な要件（常時従事、地域との調和、全部効率利用等）を満たさなくてはなりません。

★農業委員会事務局

☎ 8219654



支援センター通信

荒廃農地解消活動

荒廃農地解消ボランティアの会と協働して荒廃農地解消事業を実施しています。

今年度は東地区での荒廃農地解消活動を予定しています。

荒廃農地解消ボランティアの会には現在48名が登録されており、参加は随時受け付けています。興味のある方は、はだの都市農業支援センターまで。

☎ 8117800



▲東地区での荒廃農地解消活動

農業委員会活動報告

（令和7年3月～令和7年6月）

●総会

3月28日、4月25日、

5月26日、6月25日

（主な審議案件と件数は左表のとおり）

●運営委員会

3月13日、4月14日

5月15日、6月16日

審議案件	件数	面積(㎡)
耕作目的の売買・貸借 (3条許可)	10	20,647
市街化調整区域の転用 (4・5条許可)	8	4,623
市街化区域内の転用 (4・5条届出)	67	29,453
利用権の設定	56	93,031
相続税納税猶予	7	27,276



カメラスケッチ

上地区農園ハイク 参加者多数で大盛況



6月7日（土）に、上地区で「上地区農園ハイク（主催：同実行委員会）」が開催されました。

豊かな自然の中、収穫体験とハイキングを組み合わせたこのイベントは今年で12年目を迎えました。参加者は合計で351名となり、大変盛り上がった1日となりました。

収穫できた作物はアスパラガスをはじめ、極早生モモ、ジャガイモなどで計7か所の圃場を巡ることができました。

今年の11月頃にも西地区及び東地区で同様の催しが計画されています。



・お問い合わせ
はだの都市農業支援センター

☎ 8117800

編集後記

今年も梅雨入りしてから途端に蒸し暑くなりました。異常気象により多くの作物に影響があることが想定されます。

農業は自然との共生ですが、近年は100年に一度来るような災害が多発しています。また、物価高騰、世界情勢の悪化等によりさらに厳しい生活になる不安も混在しています。これらの影響が少しでも減少することを願いたいものです。

（農業委員 大津 俊彦）

事務局人事

※令和7年4月1日付人事異動での異動者はいませんでした。

